



厚生労働省北海道労働局発表  
平成30年11月28日

担 当	厚生労働省
	北海道労働局労働基準部 健康課
	健康課長 本持 仁史
	主任労働衛生専門官 小西 利典
電話011 (709) -2311 (内線3561)	

## 職場におけるメンタルヘルス対策の取組割合は86.6%

厚生労働省北海道労働局（局長 <sup>ふくし わたる</sup> 福士 亘）では、職場におけるメンタルヘルス対策の取組状況及び年1回の実施が義務化されたストレスチェック（※1）の実施状況について、アンケート調査等の結果をとりまとめました。

### 【メンタルヘルス対策の取組状況】

メンタルヘルス対策については、労働者50人以上の事業場で87.4%、また、労働者30人以上49人以下の9業種（※2）では、取組が85.7%、合計では86.6%と一定の取組が行われている状況にあります。

特に労働者30人以上49人以下の9業種では、昨年の取組52.5%から30%の大幅な増加となりました。

#### 1 取組状況を調査した事業場数

① 労働者50人以上の事業場数	5,400
② 労働者30人以上49人以下の9業種の事業場数	5,411
合計	10,811

#### 2 調査期間

平成26年4月～平成30年9月末

#### 3 取組状況の詳細

##### (1) 規模別取組状況 (資料1参照)

下記(2)のいずれかの取組を1つ以上行っている事業場の割合は、次のとおりです。

① 労働者数50人以上	87.4%
② 労働者数30人以上49人以下の9業種	85.7%
合計	86.6%

##### (2) 取組の内容 (資料2参照)

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（※3）による5つの取組を行っている事業場の割合

① 安全衛生委員会等における調査審議（※4）	50.1%
------------------------	-------

② メンタルヘルスの実態の把握（※5）	70.8%
③ 心の健康づくり計画の策定（※6）	21.7%
④ メンタルヘルス推進担当者の選任（※7）	37.0%
⑤ メンタルヘルスに関する教育研修（※8）	36.1%

### 【ストレスチェックの実施状況】

労働安全衛生法に基づき、労働者50人以上の事業場においては、平成27年12月1日から、年1回、定期的にストレスチェックの実施が義務付けられていますが、平成29年の実施率は81.4%にとどまっています。

#### 1 対象事業場

①労働者50人以上299人の事業場数	5,036
②労働者300人以上の事業場数	364
合計	5,400

#### 2 ストレスチェック実施調査期間

平成29年の1年間

#### 3 実施状況

	労働者 50 人以上	労働者 50 人から 299 人	労働者 300 人以上
実施した事業場の率	81.4%	77.3%	85.4%
実施した事業場における労働者の受診率	75.9%	77.5%	74.3%
実施した事業場における集団分析の実施率（※9）	83.8%	82.3%	85.2%

### 【北海道労働局の今後の取組】

ストレスチェックをはじめとするメンタルヘルス対策は、労働者とその家族の幸せを確保するとともに、社会の健全な発展という観点からも非常に重要な課題となっています。

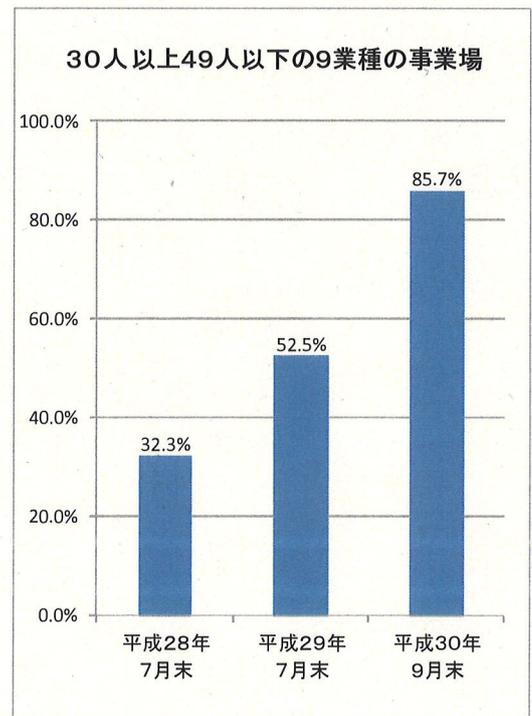
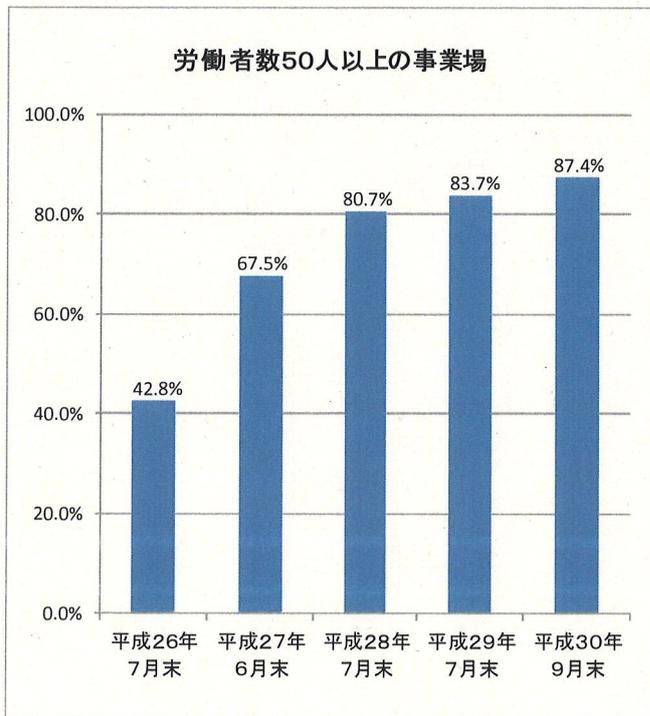
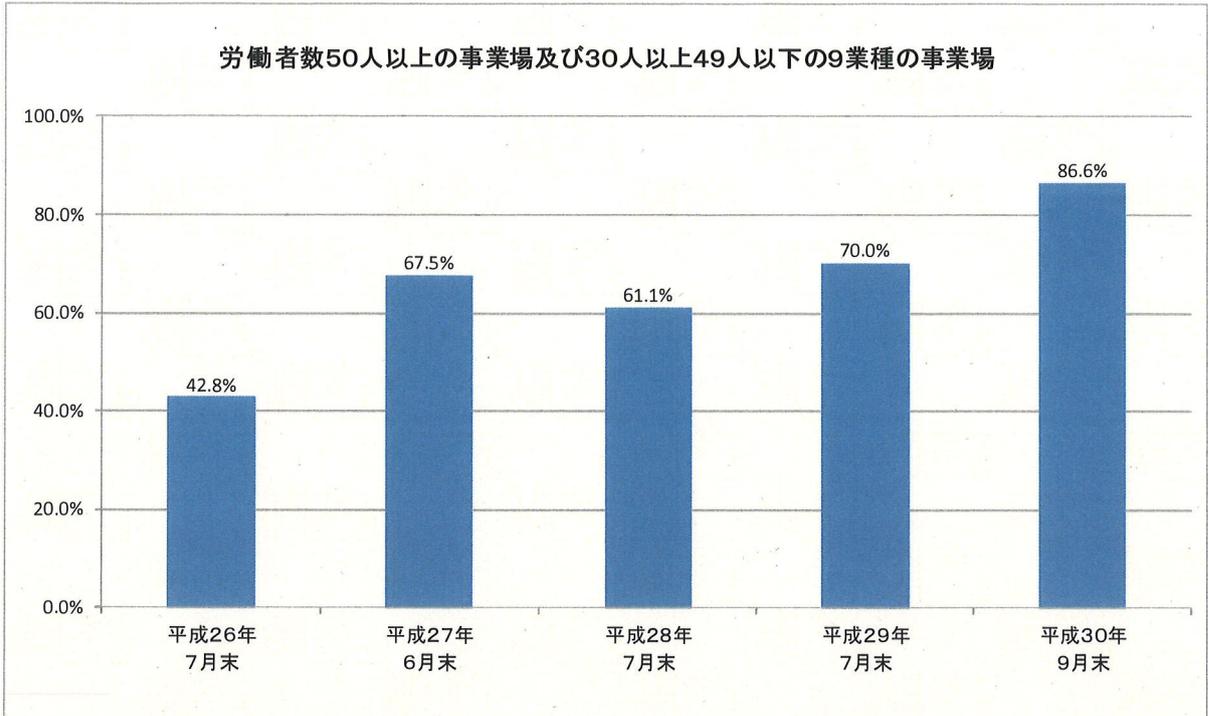
北海道労働局及び労働基準監督署では、今後とも事業場への各種説明会や監督・個別指導などあらゆる機会において、メンタルヘルス対策の重要性について周知啓発を行うとともに、メンタルヘルス全般の相談窓口である北海道産業保健総合支援センター（※10）の利用勧奨を行ってまいります。

また、ストレスチェックの実施は、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）を目的としており、確実な実施に向け、引き続き指導を行います。

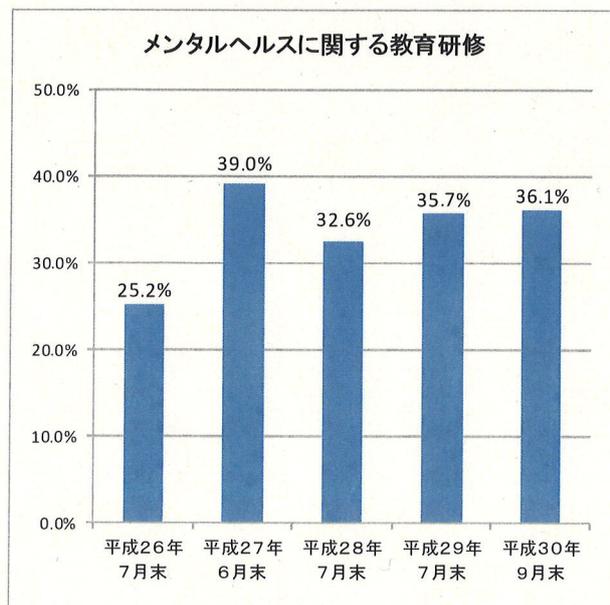
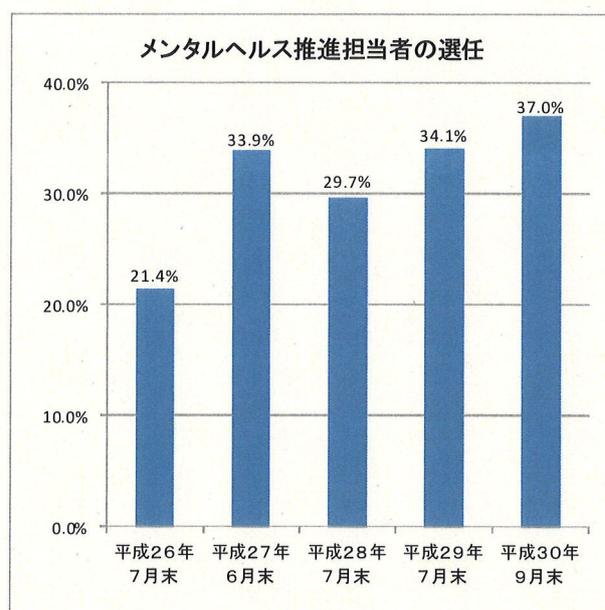
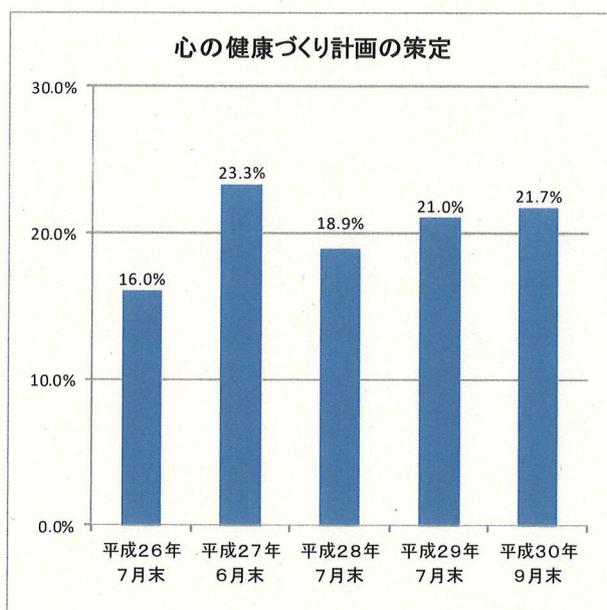
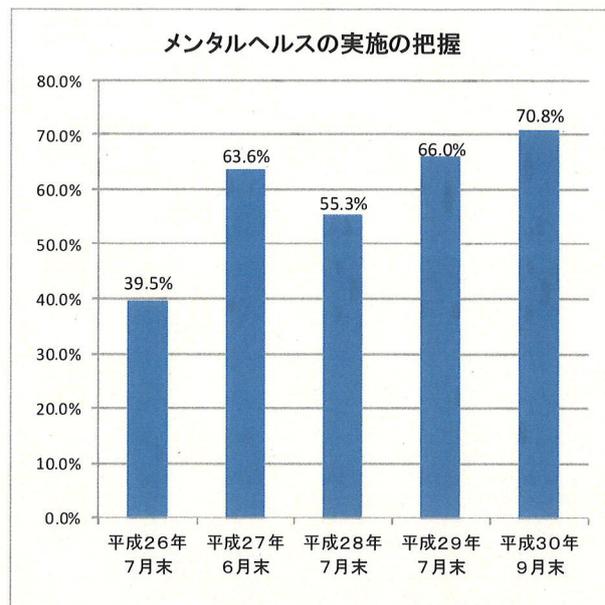
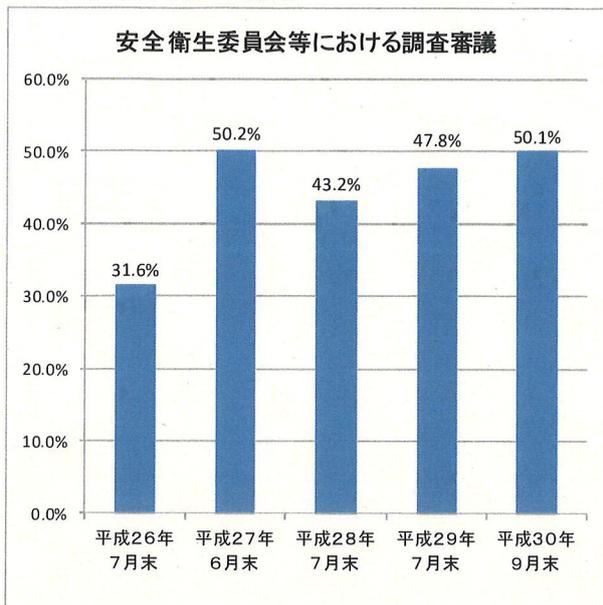
- ※1 ストレスチェックとは、労働安全衛生法第66条の10に基づき、常時使用する労働者に対し、医師、保健師等による心理的負担の程度を把握するための検査です。平成27年12月以降、年1回、定期に実施が必要です。(別添参照)
- ※2 9業種とは、製造業、建設業、運輸業、社会福祉施設の事業及び精神障害に係る労災請求の多い卸売業、小売業、医療保健業、通信業、情報処理サービス業です。
- ※3 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」とは、事業者が講ずる労働者の心の健康の保持増進のための措置が適切に実施されるよう、メンタルヘルスケアの原則的な実施方法について定めたものです。(改正平成27年11月30日付健康保持増進のための指針公示第6号)(別添参照)
- ※4 安全衛生委員会等における調査審議とは、労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事項を調査審議することです。(別添参照)
- ※5 メンタルヘルスの実態の把握とは、日常の職場管理や労働者からの意見聴取の結果を通じ、また、ストレスチェック結果の集団ごとの分析結果や面接指導の結果等を活用して、職場環境等の具体的問題点を把握することです。(別添参照)
- ※6 心の健康づくり計画の策定とは、メンタルヘルスケアが継続的かつ計画的に行われるよう、事業者が労働者の意見を聞きつつ事業場の実態に則した取り組みを計画することです。(別添参照)
- ※7 メンタルヘルス推進担当者とは、産業医等の助言、指導等を得ながら事業場のメンタルヘルスケアの推進の実務を担当する者であり、衛生管理者等や常勤の保健師等から選任することが望ましいものです。ただし、個人情報を取り扱うことから人事権を有する者を選任することは好ましくありません。(別添参照)
- ※8 メンタルヘルスに関する教育研修とは、メンタルヘルスケアが適切に実施されるよう、労働者、管理監督者、事業場内産業保健スタッフ等に対し、それぞれの職務に応じた教育研修・情報提供を実施することです。(別添参照)
- ※9 集団分析とは、ストレスチェック結果を労働者10人以上の部・課などの集団単位で集計・分析し、職場環境改善に取り組むことです。(別添参照)
- ※10 北海道産業保健総合支援センター(札幌市中央区北1条西7丁目1番地 プレスト1-7ビル 2階 電話011-242-7701)では、ストレスチェックの導入、メンタルヘルス不調の予防から職場復帰支援までのメンタルヘルス対策全般について対応する総合相談・個別訪問支援等を行っています。

# メンタルヘルス対策の取組状況

## (1) 規模別取組状況の推移



## (2) 取組内容の推移



# ストレスチェック制度 について

事業者に義務付けられました。

## ストレスチェックとは何ですか？

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査です（労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務）。

## 目的は何ですか？

- 労働者のメンタルヘルス不調の未然防止です(一次予防)。
- 労働者自身のストレスへの気付きを促すことです。
- ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることです。

## 検査項目はどのようなものですか？

- 1年以内ごとに1回、定期に次の項目について実施されます。
  - ・ 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
  - ・ 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
  - ・ 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目
- 検査結果は直接本人に通知され、本人の同意なく事業者提供されることは禁止されます。
- 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導が事業者の義務となります。
- 申出を理由とする不利益な取扱は禁止されます。

## プライバシー等が心配ですが・・・

- 事業者がストレスチェック制度に関する労働者の秘密を不正に入手することはあってはなりません。
- ストレスチェックや面接指導で個人の情報を取扱った者(実施者とその補助をする実施事務従事者)には、法律で守秘義務が課せられ、違反した場合には、刑罰の対象となります。

## いつからはじまるのですか？

- 平成27年12月から適用されます。1年以内(平成28年11月30日まで)に実施が必要です。  
(「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成26年法律第82号))

詳しくは、「北海道労働局ホームページ」のトップページにあるバナー「ストレスチェック制度」を押してください。  
または、北海道労働局、労働基準監督署(支署)に問合せしてください。

# ストレスチェック制度の実手順

導入前の準備（実施方法など社内ルールの策定）

ストレスチェック（全員）

質問票の配布・記入

※ITシステムを用いて実施も可能

ストレス状況の評価・医師の面接指導の要否の判定

本人に結果を通知

個人の結果を一定規模のまとまりの集団ごとに集計・分析

集団分析  
※努力義務

本人から面接指導の申出

医師による面接指導の実施

職場環境の改善

就業上の措置の要否・内容について医師からの意見聴取

就業上の措置の実施

面接指導（ストレスが高い人）

「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止！

ストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年、労働基準監督署に所定の様式で報告する必要があります。